

(仮称) 松戸市手話言語条例 (骨子案)

I 条例制定の背景

手話は、音声言語とは異なり、手指、体の動き、表情などで視覚的に表現する言語です。

これまで、手話が言語として認められてこなかったことや手話を使う環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者の手話を使う権利は、制限されてきました。

こうした中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、言語に手話を含むことが明記され、ようやく手話が言語であることが認められましたが、いまだ手話に対する理解が社会において深まっているとは言えません。

そのため、私たちは、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解が広がるための環境を整え、全ての市民が安心して暮らせる優しい心を育むまち“松戸”を目指して、この条例を制定します。

II 条例制定の経緯

平成18年12月 国際連合の【障害者の権利に関する条約】の採択の中で、言語に手話を含むことが明記される。

平成23年 8月 【障害者基本法】が改正され、言語に手話を含むことが明記される。

平成26年 6月 「松戸市議会」にて「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める陳情書受理。健康福祉常任委員会にて審査・採択。
(全国1700強の意見書が採択)

平成28年 6月 【全国手話言語市区長会】設立(松戸市入会)。会長として石狩市長が就任。

平成31年 3月 「聴覚障害者の住みやすいまちづくり市民の会」より手話言語条例制定に係る要望書の提出受理。

Ⅲ 条例の概要

(1) 目的

この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、市の責務及び市民等（市内に居住し、又は滞在する者をいう。以下同じ。）の役割を明らかにするとともに、手話の普及及び手話への理解の促進（以下「手話の普及等」という。）を図るための手話に関する施策を総合的に推進することにより、障害のある人もない人も共に暮らし、尊重し合うことができる共生社会の実現を目指すことを目的とすること。

(2) 基本理念

手話の普及等は、手話が独自の文法体系を持つ視覚的に表現する言語であることの認識のもと、市民等が手話によりコミュニケーションを図る権利を有しており、その権利を尊重することを基本として、行われなければならないものとする。

(3) 市の責務

市は、(2)の基本理念（以下「基本理念」という。）に則り、手話を必要とする人が手話を使用しやすい環境を整備するとともに、手話の普及等に関する必要な施策を推進するものとする。

(4) 市民等の役割

市民等は、基本理念への理解を深め、市が推進する手話の普及等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(5) 基本計画の策定

市は、手話の普及等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、次に掲げる事項を、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に基づき策定する障害者のための施策に関する基本的な計画において定めるものとする。

- ①手話によるコミュニケーション及び手話に関する情報を得る機会の拡大に関する事項
- ②手話による円滑なコミュニケーションができる環境の整備に関する事項
- ③前2項に掲げるもののほか、手話の普及等に関して市長が必要と認める事項

(6) 学校等における手話の普及等

市は、学校等において、幼児、児童、生徒等に対し、手話に接する機会を提供するよう努めるものとする。

(7) 医療機関への啓発

市は、医療機関に対し、手話を必要とする人が手話を使用しやすい環境づくりのための啓発に努めるものとする。

(8) 緊急時及び災害時の対応

市は、緊急時及び災害時において、手話を必要とする人に対し、情報の取得及びコミュニケーションの支援に必要な措置を講ずるものとする。

(9) 意見の聴取

市は、(5) 各項目に掲げる事項及び(6)～(8)に掲げる施策の見直しに当たっては、関係団体等から意見を聴くよう努めるものとする。

(10) 財政上の措置等

市は、手話の普及等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(11) その他のコミュニケーション支援の推進

市は、個々の聴覚障害者の特性に応じ、手話及びその他のコミュニケーション支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(12) その他

その他必要な規定を整備すること。

(13) 施行期日

この条例は、公布の日から施行するものとする。